

◎新潟県告示第781号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年6月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 新潟県立中央病院
- 2 所 在 地 上越市新南町205番地
- 3 有効期間 平成29年8月11日から
平成32年8月10日まで